

## 第 1 回大阪府地域職域連携推進協議会（概要）

- 日時：平成 30 年 7 月 30 日（月）13 時～14 時
- 場所：大阪府庁本館 1 階 第 2 委員会室
- 出席委員：磯委員、小栗委員、片倉委員、川隅委員、木田委員、木山委員、  
小林委員、小村委員、高橋委員、狭間委員、平野委員、藤井委員、  
藤澤委員、藤原委員、細井委員、宮代委員、森岡委員、森垣委員、  
矢野委員、山本委員 20 名（50 音順）

### （仮称）大阪府健康づくり推進条例（素案）について

#### 【第一章 総則】

##### <委員>

- 第 6 条の府民の役割について、書かれている「師」の中に薬剤師も追加していただけないか。

##### <事務局>

- 紙面の関係上、「等」と表現しているが、薬剤師、看護師、保健師、栄養士を条例に盛り込む予定。

##### <委員>

- 看護師だけでなく地域では助産師もがんばっている。モチベーションにもつながるので、助産師も追加してほしい。

##### <委員>

- 健康格差の定義は決まっているのか。

##### <事務局>

- 健康格差の定義について、大阪府では「第 3 次大阪府健康増進計画」にも記載しているとおり、健康格差を市町村の健康寿命の差と定義し、これを縮小していくことを目標として掲げている。

##### <委員>

- 第 6 条「府民の役割」の中に「自らの心身状態の把握」とあるが、「相談窓口の活用」についても明記してはどうか。相談窓口は、大阪府はもちろん、働く世代の場合、産保センターにおいても設置されている。

##### <委員>

- 第 11 条は本条例の特徴になる部分だとのことであったが、条例の中でも強調するということか。

##### <事務局>

- 「大阪の特性や地域資源を活かした取組み」という部分が今回の条例の特徴。他県の例をみると、健康医療分野との連携について記載しているのが一般的。産業や福祉分野等と連携してい

くことで、健康づくりを推進していきたいと考えている。

<委員>

- 第 11 条「連携及び協働」について、具体的な進め方を伺いたい。

<事務局>

- 府内には、ライフサイエンス関係の研究機関や企業など、先端技術・産業が集積している。本条例では、健康医療分野のみならず、教育・産業・福祉等の分野との連携・協働を明記し、健康づくりの推進に取り組んでいくこととしており、今後、本条例を基に各機関との連携・協働を深めていきたいと考えている。

## 【第二章 健康づくりの推進に関する施策】

<委員>

- 第 12 条「健康教育の充実等」について、具体的な実施主体は誰なのか、それを行うに当たっての予算はどうするのかについて伺いたい。

<事務局>

- 主語は大阪府であるが、府はもちろん、多様な主体との連携・協働の一環として、保健医療関係者や医療保険者、事業者、学校等との連携により健康教育の充実を推進していきたい。  
なお、予算については、現在、第 2 期健康寿命延伸プロジェクトをはじめとした健康づくり関連の予算措置を行い、府民の健康づくりの推進に取り組んでいるところ。来年度以降については、条例に係る取組み等も踏まえながら、庁内や関係団体等と調整しながら検討していきたい。

<委員>

- 地域の健康教育について、保健所が行う場合はよいが、市町村が実施する場合、業務量的に難しい。職場における健康教育を推進していくため、事業者への協力依頼とセットで新たな予算が必要ではないか。ぜひ、総合的な施策について検討してほしい。

<委員>

- 第 12 条の「活用にかかる」と第 15 条の「活用に係る」において、漢字かひらがなかを統一すべき。

<委員>

- 第 15 条「喫煙・受動喫煙」について。条例では、受動喫煙の防止にとどまっているが、第 3 次健康増進計画では、これに加えて、生活習慣病の予防としての「喫煙率の減少」を掲げている。条例においても、喫煙率の減少を明記することは難しいのか。

<委員>

- 第 15 条について「喫煙」と「過度の飲酒」では、喫煙の方が全がん死亡における人口寄与危険割合が大きいことから、順番を逆にして、喫煙を前面に出した方がいいのではないか。また、素案では、第 1 項に「喫煙と飲酒」、第 2 項に「受動喫煙」の組み合わせになっているが、「飲

酒」と「喫煙・受動喫煙」の組み合わせの方がよいのではないか。

<委員>

- 第12条「健康教育の充実等」について。小中学校では学習指導要領に従って、教科書に記載があり、カリキュラムとして取り組んでいるが、温度差もあり、形骸化している感もある。ぜひ、学校医を活用して進めてはどうか。効果があるのは、子どもが勉強して、親に伝えるのがベスト。条例に盛り込む必要はないが、教育庁へ働きかけを行ってほしい。

<委員>

- 第14条「歯及び口腔の健康の保持及び増進」について。「府民の定期的な歯科健診の受診」と明記されているが、「受診の重要性を周知」という視点を盛り込んでほしい。

<委員>

- 条例と第3次健康増進計画では、記載順が異なっている。条例の具体的な取組みとして計画を位置づけるということであれば、順番について整理した方がよいのではないか。

<委員>

- 第13条について、「運動」という表現では、走るなどスポーツをイメージする人も多いと考えられるが、ここでは「身体活動の維持」が大事だと考えるので、加筆してはどうか。

<委員>

- 第13条について、バランスの「摂れた」の字を確認してほしい。

### 【第三章 推進体制・方策】

<委員>

- 第18条「顕彰」について、現在実施している健康づくりアワードを継続・拡充していくということか。

<事務局>

- そのとおり。健康づくりアワードをはじめ、健康づくり関連の知事表彰についても位置づけていきたい。

<委員>

- 年次報告の主語はだれか。

<事務局>

- 大阪府知事。知事が報告・公表を行うことを想定している。